

## やまがたの木造住宅建設担い手育成事業

令和6年度 木造建築「技能の匠」 認定 募集要領  
木造建築「熟練の匠」

山形県県土整備部建築住宅課

山形県は、高い技術と経験を有する大工技能者を木造建築「技能の匠」・木造建築「熟練の匠」として認定し、その技術と作品（建築した住宅）を広く全国にお知らせしますので、認定希望者を募集します。

### I 認定基準

#### 1 木造建築「技能の匠」

次の全ての要件を満たす大工技能者

- ① 一級建築大工技能士であること
- ② 県内に居住し、かつ県内の事業所に勤務していること
- ③ 10 戸以上の木造在来工法住宅の建築<sup>\*1</sup>に大工技能者として従事した実績を有すること
- ④ 次の1) 及び2) の講習会を受講すること
  - 1) 県が開催する「住宅の省エネルギーに関する講習会」<sup>\*2</sup>又は山形県省エネ木造住宅推進協議会が開催する「住宅省エネルギー技術講習会」
  - 2) 県が開催する「県産木材に関する講習会」<sup>\*2</sup>
- ⑤ 県内で1 戸以上の県産木材使用住宅<sup>\*3</sup>の建築に大工技能者として従事した実績を有すること

#### 2 木造住宅「熟練の匠」

次の全ての要件を満たす大工技能者

- ① 木造建築「技能の匠」であること<sup>\*4</sup>
- ② 県が開催する「耐震・バリアフリー・リフォームに関する講習会」<sup>\*2</sup>を修了していること
- ③ 県内で5 戸以上の県産木材使用住宅<sup>\*3</sup>の建築に大工技能者として従事した実績を有すること

#### 【注】

- ※1 建築とは、新築又は増築（増築する部分の床面積が70㎡以上のものに限る。）とします。
- ※2 「住宅の省エネルギーに関する講習会」、「県産木材に関する講習会」及び「耐震・バリアフリー・リフォームに関する講習会」は同日に開催する予定です。
- ※3 県産木材使用住宅とは、山形の家づくり利子補給制度（県産木材使用）、やまがたの家需要創出事業（住宅新築支援）又はやまがた省エネ健康住宅新築支援事業を利用して建設された住宅又は下式により算定された数量以上県産木材を使用した住宅とします。

県産木材の使用量（立方メートル）＝「住宅の延べ床面積」（平方メートル）×0.1×0.5

- ※4 「技能の匠」と「熟練の匠」は同時に申請することができます。この場合、「熟練の匠」の申請受付は木造建築「技能の匠」の認定申請を提出していることが条件となります。

## Ⅱ 募集期間・申請方法

### 1 募集期間

令和6年4月1日（月）～令和6年10月31日（木）

### 2 申請方法

持参又は郵送により、以下の担当まで提出してください。

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

山形県庁 県土整備部建築住宅課 建築行政担当

## Ⅲ 申請書類・講習会

### 1 申請書類

申請に必要な書類は、次のとおりです。申請書類は、県土整備部建築住宅課 建築行政担当又は山形県住宅情報総合サイト「タテッカーナ」より入手できます。

| ホームページ名称                 | URL   |
|--------------------------|---|
| 山形県住宅情報総合サイト<br>「タテッカーナ」 | <a href="https://www.pref.yamagata.jp/tatekkana/professional/takumi/">https://www.pref.yamagata.jp/tatekkana/professional/takumi/</a><br> |

#### (1) 木造建築「技能の匠」

- ① 木造建築「技能の匠」認定申請書（認定要綱別記様式第1号）
- ② 顔写真1枚（縦3センチメートル、横2.4センチメートル）
- ③ 一級建築大工技能士の技能検定合格証書の写し
- ④ 申請者の現住所が確認できる書類（運転免許証など）の写し
- ⑤ 勤務する事業所の建設業許可書の写し（建設業許可を受けていない事業所の場合は、所在地が確認できる公的書類の写し）
- ⑥ 住宅建設実績調書（認定要綱別記様式第2号）
- ⑦ 県産木材使用住宅調書（山形の家づくり利子補給制度、やまがたの家需要創出事業（住宅新築支援）又はやまがた省エネ健康住宅新築支援事業を利用しないで建設された住宅の実績がある場合に限る。以下同じ。）（認定要綱別記様式第3号）（1戸分）

#### (2) 木造建築「熟練の匠」

- ① 木造建築「熟練の匠」認定申請書（認定要綱別記様式第4号）
- ② 顔写真1枚（縦3センチメートル、横2.4センチメートル）
- ③ 申請者の現住所が確認できる書類（運転免許証など）の写し
- ④ 勤務する事業所の建設業許可書の写し（建設業許可を受けていない事業所の場合は、所在地が確認できる公的書類の写し）
- ⑤ 住宅建設実績調書（認定要綱別記様式第2号）
- ⑥ 県産木材使用住宅調書（認定要綱別記様式第3号）（5戸分）

## 【注意事項】

1. **木造建築「熟練の匠」の申請は木造建築「技能の匠」と同時に提出することができます。**  
この場合、(2)の②から⑥までの書類を省略することができます、(1)の⑥住宅建設実績調書及び⑦県産木材使用住宅調書には、在来木造住宅10戸以上及び県産木材使用住宅5戸以上の実績について記載してください。
2. 認定基準及び申請書類については、「山形県木造建築「技能の匠」「熟練の匠」認定要綱」もご確認ください。

## 2 講習会

認定基準に掲げる講習会（I-1-④及びI-2-②）の開催予定時期は下表のとおりです。日程が確定し次第、申請者あて通知します。なお、過去に山形県省エネ木造住宅推進協議会が主催する「住宅省エネルギー技術講習会」を受講している場合は、「技能の匠」の「住宅の省エネルギーに関する講習会」の受講は不要です。

|        | 内容                |       | 開催予定時期   |
|--------|-------------------|-------|----------|
| 「技能の匠」 | 住宅の省エネルギー<br>県産木材 | 2時間程度 | 11月～12月頃 |
| 「熟練の匠」 | 耐震・バリアフリー・リフォーム   | 2時間程度 |          |

## IV その他

### 1 認定の時期

講習会（Ⅲ-2）終了後、すみやかに認定します。

### 2 匠の技術・作品の広報活動

認定された「技能の匠」・「熟練の匠」の方は、顔写真、氏名、所属事業所名などを県がホームページなどで公開し、PRしますので、ご協力くださるようお願いします。

### 3 広報の辞退・再開

廃業等により県による広報を辞退しようとするときは、広報辞退届（山形県木造建築「技能の匠」「熟練の匠」認定要綱別記様式第10号）を提出してください。

また、広報の再開を求めようとするときは、広報再開届（山形県木造建築「技能の匠」「熟練の匠」認定要綱別記様式第11号）を提出してください。

### 4 申請内容の変更について

申請した内容のうち、以下の事項について変更があったときは、変更届（山形県木造建築「技能の匠」「熟練の匠」認定要綱別記様式第8号）を提出してください。

- (1) 氏名又は住所
- (2) 勤務する事業所の名称又は所在地

## **5 認定証の再交付について**

認定証を紛失、汚損、又は破損したときは、再交付申請書（山形県木造建築「技能の匠」「熟練の匠」認定要綱別記様式第9号）を提出してください。

## **6 提出期間・提出方法**

IV-3～5に係る書類は、その事象が生じた場合、すみやかに持参又は郵送により、山形県庁 県土整備部建築住宅課 建築行政担当（〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号 Tel 023-630-2651）まで提出してください。